亀岡市総合福祉センター運営委員会

日　時　　平成２６年３月２７日（木）
　　午後２時 ～ ３時３０分
場　所　　亀岡市総合福祉センター　４階　講習室

次　　第

１　開　　会

２　あ い さ つ

３　議　　事
（１）亀岡市総合福祉センターの事業活動について
（２）総合福祉センター登録グループの認定について
（３）その他

４　閉　　会

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員名簿

区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	亀岡市自治会連合会幹事	石田　武夫	
	亀岡市社会福祉協議会	小早川　康子	副会長
利用者の代表	働く女性の家	岡　里美	
	勤労青少年ホーム	名倉　大輔	
	障害者福祉センター	森本　克子	
	中央老人福祉センター	二羽　照美	
企業及び団体の代表	亀岡市社会福祉施設協議会会長	串﨑　哲史	会長
	亀岡経済同友会専務理事	石倉　敬子	
市及び関係行政機関の職員	京都府南丹広域振興局健康福祉部福祉室長	坂本　智明	
	亀岡市障害福祉課長	桜井　正弘	
	亀岡市高齢福祉課長	玉記　十紀人	

任期：平成２５年９月１日 ～ 平成２７年８月３１日（２年間）

○亀岡市総合福祉センター条例

平成17年9月30日
条例第33号
改正　平成24年3月30日条例第12号

亀岡市総合福祉センター条例（昭和57年亀岡市条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条　この条例は、亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の設置及び管理運営に関し必要事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条　総合福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　亀岡市総合福祉センター

位置　亀岡市内丸町45番地の1

（開館時間及び休館日）

第3条　総合福祉センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2　総合福祉センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1)　火曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

（構成）

第4条　総合福祉センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)　亀岡市コミュニティセンター

(2)　亀岡市障害者福祉センター

(3)　亀岡市中央老人福祉センター

(4)　亀岡市働く女性の家

(5)　亀岡市勤労青少年ホーム

（平24条例12・一部改正）

（業務）

第5条　総合福祉センターは、市民の連帯感の醸成、障害者、老人、働く女性、勤労青少年の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション又は各種の相談、クラブ活動等市民のふれあいの施設として便宜を総合的に供与することを業務とする。

（平24条例12・一部改正）

（利用者）

第6条　総合福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。

(1)　地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展のための事業を行う者

(2)　障害者

(3)　60歳以上の者

(4)　勤労女性（市内に勤務先を有する女性を含む。）又は勤労者家庭の女性

(5)　35歳未満の勤労青少年（市内に勤務先を有する青少年を含む。）

2　市長は、前項各号に定める者のほか、適当と認める者に総合福祉センターを利用させることができる。

（平24条例12・一部改正）

（使用の許可）

第7条　総合福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。総合福祉センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2　市長は、総合福祉センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（使用の許可の制限）

第8条　次の各号の一に該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2)　施設又は附属施設その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3)　営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。

(4)　管理上支障があると認めるとき。

(5)　その他市長が適当でないと認めるとき。

（平24条例12・一部改正）

（使用許可の取消し等）

第9条　次の各号の一に該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　使用の目的を変更したとき。

(3)　災害その他不可抗力の事由によって施設が使用できなくなったとき。

(4)　その他市長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第10条　総合福祉センターの使用料は、別表第1に定める額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

2　前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第11条　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用）

第13条　総合福祉センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が総合福祉センターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

（目的外使用料）

第14条　目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2　目的外使用料は、別表第2に掲げる額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

（目的外使用料の減免）

第15条　市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備等）

第16条　使用者が、総合福祉センターの使用に際し、特別の設備をし、総合福祉センター施設に変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、申請と同時に市長の承認を受けなければならない。

（原状回復義務）

第17条　使用者は、総合福祉センターの使用が終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第18条　使用者が故意又は過失により総合福祉センター施設を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（平24条例12・一部改正）

（運営委員会）
第19条　総合福祉センターの運営を円滑に行うため、亀岡市総合福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
（組織）
第20条　運営委員会は、委員15人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
(1)　学識経験者
(2)　市及び関係行政機関の職員
(3)　利用者の代表
(4)　企業及び団体の代表
3　運営委員会に専門部会を置くことができる。
（委員の任期）
第21条　委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（指定管理者による管理）
第22条　市長は、総合福祉センターの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせることができる。
2　総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手続等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の定めるところによる。
3　総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第3に定めるとおりとする。
4　指定管理者が行う総合福祉センターの管理の基準は、第3条及び第6条から第9条までの規定に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第6条から第10条までの規定、第12条及び第16条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
（利用料金）
第23条　総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第10条から第12条までの規定、別表第1及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。
2　前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
3　指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
4　利用料金は、指定管理者の収入とする。
（委任）
第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際、現に改正前の亀岡市総合福祉センター条例第6条の規定により市長から使用の許可を受けているものについて、改正後の亀岡市総合福祉センター条例第22条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、同条例第7条の規定により指定管理者から使用の許可を受けたものとみなす。

附　則（平成24年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第10条関係）

（平24条例12・一部改正）

総合福祉センター使用料

種別＼使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
亀岡市コミュニティセンター（1階）	コミュニティホール	円 2,000	円 3,000	円 4,000	円 9,000
亀岡市障害者福祉センター（1階）	会議室	400	500	600	1,500
亀岡市中央老人福祉センター（2階）	教養娯楽室	400	500	600	1,500
	会議室	400	500	600	1,500
亀岡市働く女性の家（3階）	和室	500	600	700	1,800
	会議室	500	600	700	1,800
	講習室	1,100	1,300	1,600	4,000
	料理実習室	700	800	900	2,400
亀岡市勤労青少年ホーム（4階）	音楽室	600	700	800	2,100
	講習室	700	800	1,000	2,500
	軽運動室	700	800	1,000	2,500
	集会室	400	500	600	1,500

備考

1　市外居住者が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。

2　冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

3　特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。

別表第2（第14条関係）

（平24条例12・一部改正）

区分	単位	金額
団体事務室	1月	39,000円

別表第3（第22条関係）

指定管理者に行わせる業務の範囲
1　総合福祉センター各施設の各種事業の実施に関する業務
2　総合福祉センターの使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
3　総合福祉センターの施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）に関する業務
4　その他総合福祉センターの管理に関する業務で市長が必要と認める業務

○亀岡市総合福祉センター条例施行規則

平成18年3月20日
規則第11号
改正　平成23年10月1日規則第27号
平成24年3月1日規則第3号
平成24年3月30日規則第15号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則（昭和58年亀岡市規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は、亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条　地域住民の連帯意識を高めるため、市民各層を対象として亀岡市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　市民の連帯感の醸成及び余暇の活用のための施設の供与に関すること。

(2)　その他市長が必要と認める事業

第3条　障害者のために亀岡市障害者福祉センター（以下「障害者福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　生活、健康等の相談及び指導に関すること。

(2)　教養の向上及びレクリエーションに関すること。

(3)　機能回復訓練に関すること。

(4)　職業相談及び就業の援助に関すること。

(5)　その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

第4条　60歳以上の者のために亀岡市中央老人福祉センター（以下「中央老人福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　生活、健康等の相談及び指導に関すること。

(2)　教養の向上及びレクリエーションに関すること。

(3)　職業相談及び就業の援助に関すること。

(4)　その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

第5条　勤労女性及び勤労者家庭の女性のために亀岡市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　職業、家庭及び生活に関する相談並びに指導に関すること。

(2)　一般教養及び職業家庭、生活技術等の講習会の開催に関すること。

(3)　クラブ活動等の指導、援助に関すること。

(4)　スポーツ、レクリエーション等の指導及び援助並びに余暇の活用のための施設の供与に関すること。

(5)　その他市長が必要と認める事業

第6条　35歳未満の勤労青少年のために亀岡市勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　各種講座、講習会、講演会、座談会等の開催に関すること。

(2)　各種の相談及び指導に関すること。

(3)　クラブ活動の育成、指導に関すること。

(4)　スポーツ、レクリエーション等の指導及び援助並びに余暇の活用のための施設の供与に関すること。

(5)　その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

（受付時間）

第7条　亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の受付時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。

（利用グループの登録）

第8条　条例第6条第1項各号に掲げる者は、利用グループとして登録することができる。

2　登録を受けようとするグループは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3　第1項の登録の基準は、市長が別に定める。

4　市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用グループとして登録したときは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。

5　市長は、前項の規定により登録したグループ（以下「登録グループ」という。）について登録簿を調製し、保管するものとする。

（平23規則27・追加、平24規則15・一部改正）

（使用許可の申請）

第9条　条例第7条第1項の規定により総合福祉センターの使用の許可を受けようとする者は、亀岡市総合福祉センター使用許可申請書（別記第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2　前項の使用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、登録グループが申請する場合、若しくは市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1)　コミュニティセンター　使用しようとする日（以下「使用日」という。）前3月から3日まで

(2)　障害者福祉センター、中央老人センター、働く女性の家及び勤労青少年ホーム　使用日前1月から当日まで

（平23規則27・旧第8条繰下・一部改正、平24規則15・一部改正）

（使用の許可）

第10条　市長は、条例第7条第1項に規定する使用の許可（以下「使用許可」という。）をしたときは、条例第10条第2項ただし書に定める場合のほか、使用料の納付のあった後、亀岡市総合福祉センター使用許可書（別記第4号様式。以下「許可書」という。）を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付するものとする。

2　前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長から許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（平23規則27・旧第9条繰下・一部改正）

（使用期間）

第11条　総合福祉センターの施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間を超えて使用することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1)　コミュニティセンター　5日間

(2)　障害者福祉センター、中央老人センター、働く女性の家及び勤労青少年ホーム　3日間

（平23規則27・旧第10条繰下、平24規則15・一部改正）

（使用許可の順位）

第12条　使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

（平23規則27・旧第11条繰下）

（使用時間の計算及び延長）

第13条　使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2　使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3　使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

（平23規則27・旧第12条繰下）

（使用内容の変更）

第14条　使用者は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認可否通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

（平23規則27・旧第13条繰下・一部改正）

（申出による使用許可の取消し）

第15条　使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可取消届・使用料還付申請書（別記第7号様式。以下「取消届・還付申請書」という。）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可取消承認通知書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（平23規則27・旧第14条繰下・一部改正）

（使用料及び目的外使用料の減免）

第16条　条例第11条及び条例第15条の規定により使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除しない。

(1)　使用料の減免

ア　本市が使用する場合　免除

イ　登録グループが使用する場合　3割

ウ　災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。　免除

エ　その他公益のため使用する場合で、市長が必要があると認めるとき。　3割

(2)　目的外使用料の減免

公益のため特別の理由により使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。　免除

2　前項の規定により、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用料（目的外使用料）減免申請書（別記第9号様式）を使用許可申請書に添付しなければならない。

（平23規則27・旧第15条繰下・一部改正）

（使用料の還付）

第17条　条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、当該各号の規定により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1)　災害その他不可抗力により使用できない場合　全額

(2)　公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合　全額

(3)　使用許可の取消しを使用の日前7日までにした場合　5割

2　前項の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添付して市長に提出しなければならない。

（平23規則27・旧第16条繰下）

（遵守事項）

第18条　使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。ただし、市長が特に許可したものは、この限りでない。

(2)　所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3)　許可なく物品等の展示及び販売をしないこと。

(4)　許可なく印刷物等の掲示及び配布をしないこと。

(5)　許可を受けた以外の場所及び器具を使用しないこと。

(6)　使用施設について後始末、原状回復等を行う場合は、市長の指示に従うこと。

(7)　入館者に対して次条の規定を守らせること。

（平23規則27・旧第17条繰下）

第19条　入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(2)　館内を不潔にしないこと。

(3)　騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(4)　所定の場所以外に出入りしないこと。

(5)　その他市長の指示に従うこと。

（平23規則27・旧第18条繰下）

（破損等の届出）

第20条　使用者及び入館者は、総合福祉センターの施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（平23規則27・旧第19条繰下）

（使用終了の届出）

第21条　使用者は、総合福祉センターの使用を終わったときは、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならない。

（平23規則27・旧第20条繰下）

（冷暖房の実施期間）

第22条　冷暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて、市長はその期間を伸縮し、又は変更することができる。

(1)　冷房期間　6月20日から9月20日まで

(2)　暖房期間　1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで

（平23規則27・旧第21条繰下、平24規則3・一部改正）

（運営委員会）

第23条　亀岡市総合福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次に定める事項を審議するものとする。

(1)　総合福祉センターの運営方針に関すること。

(2)　総合福祉センターの事業、使用及び普及に関すること。

(3)　その他市長が必要と認めること。

（平23規則27・旧第22条繰下）

（会長及び副会長）

第24条　運営委員会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選による。

3　会長は、運営委員会を代表し、会務を統轄する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（平23規則27・旧第23条繰下）

（専門部会）

第25条　運営委員会の所掌事項のうち、市長が特に必要と認めた事項について能率的かつ効果的に調査、審議するため専門部会を設置する。

2　専門部会は、運営委員会の委員7人以内で組織し、その委員は、会長が運営委員会に諮って指名する。

3　部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選とする。

（平23規則27・旧第24条繰下）

（部会の所掌事項）

第26条　専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　障害者福祉センター、中央老人センター、働く女性の家及び勤労青少年ホームの運営に関する基本的事項についての調査及び審議

(2)　障害者福祉センター、中央老人センター、働く女性の家及び勤労青少年ホームの事業計画、実施内容の検討及び普及に関すること。

(3)　その他市長が必要と認めること。

（平23規則27・旧第25条繰下、平24規則15・一部改正）

（会議の招集）

第27条　運営委員会は会長が、専門部会は部会長が、これを招集する。

2　運営委員会及び専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3　会長は、必要に応じ専門部会に出席し、指導及び助言を与えることができる。

（平23規則27・旧第26条繰下、平24規則15・一部改正）

（事務局）

第28条　運営委員会及び専門部会の事務局は、亀岡市福祉事務所に置く。

（平23規則27・旧第27条繰下）

（指定管理者による管理）

第29条　総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条及び第17条から第22条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条、第13条、第16条、第17条及び別記第7号様式から別記第9号様式までの様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条、第12条、第16条第1項第1号及び第30条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

（平23規則27・旧第28条繰下・一部改正）

（その他）

第30条　この規則に定めるもののほか、総合福祉センターの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

（平23規則27・旧第29条繰下）

附　則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成23年規則第27号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項を第16条第1項とし、「条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用するとき。　免除」を「登録グループが使用する場合　3割」に改める部分は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用していた者は、第16条第1項第1号（イ）の改正規定にかかわらず、平成27年3月31日までの使用に限り、使用料の減免額を5割とする。

附　則（平成24年規則第3号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成24年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第8条関係)

亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書

(宛先)

申請者　住所
氏名　　㊞
(電話　　)

次のとおり利用グループ登録(新規・更新)の申請をします。

グループの名称			
代表者住所			
代表者氏名			
連絡先等			
登録区分(いずれかに○)		①障害者福祉センター事業	②中央老人福祉センター事業
		③働く女性の家事業	④勤労青少年ホーム事業
グループの概要	設立年月	年　　月	
	会員数	名	
	活動目的		
	活動内容		
	事業費等		
	その他		

第2号様式(第8条関係)

亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証	
登　録　区　分	事業
グループの名称	
代　表　者　住　所	
代　表　者　氏　名	
連　絡　先　等	
承　認　期　間	年　月　日～　年　月　日
摘　要	

上記のとおり亀岡市総合福祉センター利用グループとして登録する。

年　月　日

印

第3号様式(第9条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可申請書

年　月　日

(宛先)

申請者　住所

氏名　　㊞

(電話　　)

次のとおり使用許可の申請をします。

使用日時	年　月　日	午　時　分から 午　時　分まで
使用施設		
使用目的		
使用予定人員		
使用責任者 住所・氏名	住所 氏名 連絡先電話	

上記使用許可申請書に基づき許可してよろしいか。

				日程表処理	受付年月日

第4号様式(第10条関係)

許可番号　第　　号
年　月　日

亀岡市総合福祉センター使用許可書

様

印

次のとおり使用を許可します。

使用日時	年　月　日　午　時　分から 午　時　分まで
使用施設	
使用目的	
使用予定人員	
使用責任者 住所・氏名	住所 氏名
使用許可条件	
備考	

第5号様式(第14条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認申請書

年　月　日

(宛先)

申請者　住所

氏名　　㊞

(電話　　)

次のとおり使用許可内容の変更承認の申請をします。

	変更前	変更後
使用日時	年　月　日 午　時　分から 午　時　分まで	年　月　日 午　時　分から 午　時　分まで
使用施設		
使用目的		
使用予定人員		
使用責任者 住所・氏名	住所 氏名 連絡先電話	住所 氏名 連絡先電話

上記使用許可内容変更承認申請書に基づき承認してよろしいか。

				日程表処理	受付年月日

第6号様式(第14条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認可否通知書

許可番号　第　　号
年　月　日

様

印

次のとおり使用許可内容の変更を　承認します。
承認しません。

	変更前	変更後
使用日時	年　月　日 午　時　分から 午　時　分まで	年　月　日 午　時　分から 午　時　分まで
使用施設		
使用目的		
使用予定人員		
使用責任者 住所・氏名	住所 氏名	住所 氏名
備考		

第7号様式(第15条、第17条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可取消届・使用料還付申請書

年　月　日

(宛先)

申請者　住所

氏名　　㊞

(電話　　)

使用を取り消したいので、使用許可書を添えて届け出ます。

許可年月日	
許可番号	
取消施設	
取消日時	
取消理由	

次のとおり使用料の還付を請求します。

請求金額　金　　円也

ただし、上記使用料既納分として

振込先口座

上記のとおり使用許可取消し及び使用料の還付をしてよろしいか。

				日程表処理	受付年月日

第8号様式(第15条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可取消承認通知書

年　月　日

様

印

次のとおり使用許可の取消しを承認します。

許可年月日	
許可番号	
取消施設	
取消日時	
取消理由	
使用料還付金額	

第9号様式(第16条関係)

亀岡市総合福祉センター使用料(目的外使用料)減免申請書

年　月　日

(宛先)

申請者　住所

氏名　　㊞

(電話　　)

次の理由により使用料(目的外使用料)の減免を受けたいので申請します。

理　由	
備　考	

別記第1号様式（第8条関係）
（平23規則27・追加、平24規則15・一部改正）
第2号様式（第8条関係）
（平23規則27・追加）
第3号様式（第9条関係）
（平23規則27・旧別記第1号様式繰下・一部改正）
第4号様式（第10条関係）
（平23規則27・旧第2号様式繰下）
第5号様式（第14条関係）
（平23規則27・旧第3号様式繰下・一部改正）
第6号様式（第14条関係）
（平23規則27・旧第4号様式繰下）
第7号様式（第15条、第17条関係）
（平23規則27・旧第5号様式繰下・一部改正）
第8号様式（第15条関係）
（平23規則27・旧第6号様式繰下）
第9号様式（第16条関係）
（平23規則27・旧第7号様式繰下・一部改正）

資料１

平 成 26 年 度

事業計画及び資金計画

公益財団法人 亀岡市福祉事業団

目　　次

事　業　計　画　書

基本方針　1頁

事業計画　2頁

勤労女性福祉事業　3頁

勤労青少年福祉事業　6頁

高齢者福祉事業　9頁

障害者福祉事業　11頁

登録グループの活動支援　13頁

資　金　計　画　書

資金計画書　14頁

平成２６年度　事業計画

（１）　基本方針

【法人経営】

亀岡市福祉事業団は、平成２５年４月１日、公益財団法人として新たなスタートを切り、亀岡市総合福祉センターの指定管理者として、又、亀岡市から働く女性の家運営事業をはじめ勤労青少年ホーム運営事業、中央老人福祉センター運営事業、障害者福祉センター運営事業の受託者として、その推進体制が充実しました。

平成２６年度は、次の事項を重点事項として、亀岡市福祉事業団の強化充実を図り、市民福祉の向上に寄与できるよう努めてまいります。

（ア）　利用者サービスの向上

（イ）　職員の資質向上

（ウ）　効率的な運営

【施設管理事業】

亀岡市福祉事業団は、昭和５７年の亀岡市総合福祉センター開設以来、その施設管理と事業運営を亀岡市から委託され、その任に当たってきました。平成１８年からは、導入された指定管理者制度による指定管理者として現在に至っています。

引き続き、施設の適切な管理運営が図れるよう努めます。

【福祉事業】

亀岡市福祉事業団は、施設管理とあわせ、働く女性の家、勤労青少年勤労青少年ホーム、中央老人福祉センター、障害者福祉センターの事業運営を亀岡市から委託されています。

これまでもそれぞれの事業の目的に照らした講座事業等を企画運営してきました。また、障害者福祉センターは、手話通訳者や要約筆記者の養成や派遣事

業も担ってきました。

今後は、亀岡市とよく協議をし、市の施策推進の方向とかみ合った事業の展開を行っていきます。

平成２４年度から始まった登録グループ制度は、市民の自主的活動を促進する目的をもったもので、従前から事業団の育成グループなどとして活動されてきたグループが多く、さらにグループの活動発展のため必要な支援を行っていきます。

（２）事業計画

【法人経営】

平成２６年度法人経営の重点事項として、①利用者サービスの向上、②職員の資質向上、③効率的な運営を挙げているが、この重点事項を具体化するため以下のことに取り組む。

① 利用者サービスの向上

- 利用者から寄せられた意見・苦情に対しては、対応の考え方を明らかにして掲示板に掲出するとともに、スピード感を持って対応する。
- 昨年５月から始めた事業団のホームページの充実を図る。
- 手続きなど簡素化を進める。

②職員の資質向上

- 「ホウレンソウ」（報告・連絡・相談）を徹底する。
- コンプライアンス行動指針を策定する。
- コンプライアンス行動指針に基づき職員研修を行う。

③ 効率的な運営

- 改正会計規程に基づく事務の簡素化を図る。

【施設管理事業】

総合福祉センターの指定管理者として、引き続き適切な施設の管理を行っていく。安心して施設を利用していただくため、引き続き施設の日常点検、法定点検を徹底するとともに、必要な修繕には迅速に対応する。

また、万が一に備え、施設管理者賠償責任保険、施設利用者傷害見舞金補償保険に新たに加入する。

【福祉事業】

1．勤労女性福祉事業（働く女性の家）

男女共同参画社会の実現に向けて、労働という視点から男女雇用機会均等法に基づき、職業生活の充実及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に必要な各種の相談に応じ、啓発、指導、講座等を行うと共に、働く女性や家庭における女性が、生活をより豊かにするため就業や暮らしに必要な知識や技術を身につけ、地域社会においてもやりがいや充実感を感じながら活動ができるよう、女性の福祉に関する事業を総合的に行う。

こうした事業運営の中で生まれてきた勤労女性福祉事業の目的に沿った内容で展開される個人やグループの活動については、当該事業目的がより効果的に達成できるような積極的な活動につながるよう指導･助言を行う。

（1）講座事業

1）就労支援事業（5講座）

就労や労働条件をより有利にするための専門知識や技術の習得を目的とする。

① パソコン検定試験に向けた講座（前期･後期）**＜新規＞**

② 再就職準備講座（労働保険のいろは 前期・後期）

③ コミュニケーションスキル講座

手話うた講座（障害者福祉センター・勤労青少年ホーム共催）

④ 女性のための労働講座（少ない年金で楽しく暮らす方法）＜新規＞

⑤ リーガルリテラシー「身近な法律講座」（訴訟のいろは）

2） 両立支援事業（３講座）

仕事と家庭の両立を図るための環境整備や具体的な準備の方法、また不安や疑問の払拭など、参加者同士が共に学び共感し合える場の提供と関係機関や女性グループとの連携・協働の促進に向けたネットワークづくりを目的とする。

① 「仕事と生活」の両立支援講座（新聞クリッピング・ファイリング講座）

② 「仕事と子育て」の両立支援講座（子育てパパ・ママ応援セミナー）

③ 「仕事と介護」の両立支援講座（～老後を自立して迎えるために～）

3） 男女共同参画事業（３講座）

女性のエンパワーメントを目的にフェミニズムの視点から女性の生き方、働き方を考える機会とする

① 女性のための自己表現セミナー（人権啓発課共催）

② みんなのためのスキルアップ&エンパワーメント講座（人権啓発課共催）

③ パワーアップ講座（起業編）

4） 交流促進事業（６講座）

男女・年齢を問わず、自己の健康の維持管理や仲間づくりを行い、女性の社会参加・自己実現・経済的自立を目指したネットワークづくりに取り組む。

＜ココロとカラダのリフレッシュ広場＞

① なつかしの歌声広場

② やさしいヨーガ講座

＜手仕事の広場＞

③ 小物づくり講座

＜親から子への伝承広場＞

④ 食の伝承　保存食講座

⑤ 文化の伝承　和の文化にふれあう講座

＜女性教養セミナー＞

⑥ 講演会

（2）相談事業

働く女性の増加に伴い悩みごとも多様化しており、職業、労働に関する相談（ハラスメントなど）ならびに家庭や子育てに関する悩み（ＤＶなど）、健康に対する不安など、女性の抱えるあらゆる相談に応じる。

①女性の相談室　第１・３木曜日　フェミニストカウンセリング
　　第２・４木曜日　法律相談（第４のみ夜間）

②働く女性のリフレッシュ相談　奇数月

④ 職員（館長、指導員）による常時相談（随時）

（3）図書貸出・啓発・情報提供

① 図書貸出

② リユース図書コーナー

③ ハローワーク、雇用促進協議会からの求人情報の提供

④ 自治体、関係団体等の女性関連情報の提供

⑤ 情報かわら版「さざんか」の発行

⑥ 男女雇用機会均等月間行事(啓発)…6月

⑦ 仕事と家庭を考える月間行事(啓発)…10月

（4）サークル事業（登録グループへの指導･助言･コーディネート）

仕事と生活の両立を目的とした、自主活動とネットワークづくりのための活動をおこなうグループに、場の提供と必要な指導･助言を行う。総合福祉センター登録グループ発表会に参加する。

（働く女性の家関係登録　２０グループ）

・ピンポンサークル（３グループ）
・太極拳サークル（２グループ）
・リフレッシュダンスサークル
・かんたんエアロビクスサークル
・ ストレッチ体操サークル
・フラダンスサークル
・くらしの生け花サークル

・新俳画サークル
・はじめてのお茶サークル
・ゴスペルサークル（２グループ）
・実用書道サークル
・パッチワークサークル
・編み物サークル
・洋裁サークル（２グループ）
・ソーイングサークル　**＜新規＞**

（５）託児事業

これまでより働く女性の家の講座やサークル活動に参加していただきやすい環境づくりとして託児室を設けていましたが、平成２６年度から、次の変更・拡充図る。

① 働く女性の家利用者のみならず、すべての総合福祉センター利用者を対象にする。
② 対象年齢をこれまでの２歳以上就学前までの幼児から生後６か月から就学前の幼児に拡大する。
③ 無料制から一部有料化（託児付き講座は無料）するなどの変更を行い、拡充を図る。

２．勤労青少年福祉事業（勤労青少年ホーム）

勤労青少年福祉法に基づき、勤労青少年が豊かな人間性を養いながら社会人として自立していくために必要な支援として、勤労青少年自身の自発的・積極的行動を引きだし助言していくことを基本に、自立と参加を促進する事業を行う。

また、近年の不況による青少年の就職難などの社会情勢を視野に入れ、キャリア形成支援や若者の生活設計、自己啓発能力、コミュニケーション能力を補い、公的支援機関の利用を躊躇しがちな若者に気軽に利用し、相談に立ち寄ることが出来る場として青少年の健全育成に努める。

こうした事業運営の中で生まれてきた勤労青少年福祉事業の目的に沿った内

容で展開される個人やグループの活動については、当該事業目的がより効果的に達成できるような積極的な活動につながるよう指導･助言を行う。

（1） 講座事業

1）キャリア形成支援（1講座）

①キャリア形成支援講座＜新規＞

自己の心理的成長と人間関係におけるコミュニケーションの改善を目的とした学習をすることで性差を超え人間的な関係を築く場とする。

4月　「やりたい！」を形にするイベント企画講座
5月　クラフト講座（アーティフィシャルフラワー）
6月　社会生活に活かす心理学（エコラージュワーク）
7月　姿勢・ウォーキング講座（立ち姿・すわり姿・ウォーキングフォームチェックなど）
8月　出会い事業：花火ＤＥ恋！来い！（４Ｆ軽運動室において花火鑑賞会）
9月　出会い事業:月見ＤＥ恋！来い！（３Ｆ屋上庭園にてお月見　会）
１０月　社会生活に活かす経済学
１１月　ココロとカラダの関係について
１２月　陶芸講座
1月　手話うた講座（障害者福祉センター・働く女性の家共催）
2月　活動展（舞台発表・作品展示・模擬店・体験広場・手作りマーケット）
3月　修了イベント（ブログ・冊子つくり・寄せ書き）

2）健康支援事業（1講座）

女性の心身の自己ヘルスケアやメンタルバランスケアなどを、ヨーガを通じて行う。

①ココロとカラダの健康ヨーガ講座

（2）相談事業（2事業）

勤労青少年の生活相談、職業相談支援、その他の勤労青少年の悩みの相談に応じる。

① カウンセリング@(あっと)ホーム
＜キャリアカウンセラー・臨床心理士･ファイナンシャルプランナー＞

② 気軽に集まり気楽に話せる、しゃべり場@(あっと)ホーム・スペース
＜職員＞

（3）交流促進事業（5事業）

1）同世代の交流

同世代が集まることで、「余暇相談」「生活設計」「情報交換」などの場となり“やりたい”を形にし、恒常的な活動へつなげることを目的に開設する。

①「スポーツ広場」ぴんぽんやるよ～

②「生活設計広場」女子力アップのメニューづくり

2）地域交流

自らの体験により社会の構成員としての自覚を持ち、社会に対する責任感・協調性を育むなど、所属のサークルが社会活動の機会を持つことを目的とする。

③登録グループ吹奏楽クラブ「亀吹」とコラボ（ファミリー♪ブラス♪コンサート）

④ 登録グループ空手サークル「誠風館」とコラボ（女性のための護身術）

（4）サークル活動の育成（登録グループへの指導・助言）

自己実現を目的とした、広く地域に根ざした活動の場の提供と必要な指導・助言を行う。総合福祉センター登録グループ発表会に参加する。

(勤労青少年ホーム関係登録　2グループ)

・吹奏楽クラブ

・空手サークル

（5）その他

①ハローワーク、雇用促進協議会からの求人情報等の提供、

③ 青少年に関する情報提供

④ 月刊「勤労青少年ホームだより」の発行

３．高齢者福祉事業(中央老人福祉センター)

高齢者の生きがいと健康づくりを進め、また、仲間づくりや社会参加を支援するため、高齢者福祉事業を行う。

団塊の世代がセンター事業対象者の中心となりつつあり、そうした人々のニーズをよく分析し、ニーズにマッチした事業の展開を図っていく。

また、サークル活動がより広く積極的な活動になるよう指導・助言を行う。

（１）講座事業

１）生きがい支援に関する講座(９講座)

① 文学シリーズ「能に親しむ」
② 文学シリーズ「日本史をたずねる」＜**新規**＞
③ はじめての絵手紙
④ やさしい四季の折り紙講座
⑤ やさしいハーモニカ講座
⑥ はじめての陶芸講座
⑦ パソコンで名刺・簡単な文章・マウスパッドづくり＜**新規**＞
⑧ パソコンで地図付き案内文を作成＜**新規**＞
⑨ パソコンで年賀状を作ろう＜**新規**＞

２）生活・健康支援に関する講座（７講座)

① 男の料理講座＋健康食
② ゆっくり取り組む基本の料理講座＜**新規**＞
③ 元気になる料理講座＋健康食
④ 男の健康ストレッチ体操講座
⑤ やさしいストレッチ講座
⑥ はじめてのピンポンひろば
⑦ プランターではじめての野菜づくり＜**新規**＞

３)総合講座・セミナー(２講座)

①シニアの地域デビュー講座

②高齢者生活向上セミナー

（２）交流事業（２事業）

①みんなのひろば

高齢者（初めての利用者や年度途中に来館の方など）を対象に気軽に集まり、話せる場を提供する。また、自分たちで仲間を誘いあったり、情報交換をしたり、声を掛け合うなど協力し合いながら計画を立て体験講座を実施するなど生きがい探しと自主的な活動の支援を目的に開催する。

②カラオケひろば・カラオケサロン

総合福祉センター利用者の親睦・交流を図る。

（３）相談事業

職員（館長・担当職員）による常時相談（随時）

（４）サークル事業（登録グループへの指導・助言）

自主的な活動に取り組む登録グループに対し、必要な指導・助言を行う。総合福祉センター登録グループ発表会に参加する。

(登録グループ　２０グループ)

・ピンポンサークル（５グループ)
・コーラスサークル
・カラオケサークル（３グループ)
・書道サークル（２グループ)
・パッチワークサークル
・写真サークル
・篆刻サークル
・フラダンスサークル
・茶道サークル
・生け花サークル
・パソコンサークル
・囲碁サークル
・元気で明るいサロン

・亀岡短歌会

（6）その他

情報誌「なでしこ」発行（年１回）

４．障害者福祉事業(障害者福祉センター)

（1）障害者地域生活支援事業

障害者が住みなれた地域で暮らせる社会、自立と共生の社会を実現するため、『障害者総合支援法』に基づき、障害者の地域における社会参加と自立を総合的に支援するためのさまざまな事業を行う。

1）派遣事業

① 手話通訳者派遣事業（コミュニケーション支援）

手話通訳者の派遣

② 要約筆記者派遣事業（コミュニケーション支援）

要約筆記者の派遣

2）養成・研修事業

① 要約筆記者（奉仕員）養成事業

基礎講座（手書き、パソコン）

② 手話奉仕員養成事業

入門課程（昼の部、夜の部）

基礎課程（昼の部、夜の部）

応用実践講座

③ 登録要約筆記者研修

要約筆記者会議・けい肩腕予防対策講座・要約筆記レベルアップ講座、パソコン要約レベルアップ講座)

④ 登録手話通訳者研修

手話通訳者会議・触手話通訳学習会・けい肩腕予防対策講座・手話通訳

レベルアップ講座）

3）講座・スポーツ普及・交流事業

① 手話広場

いきいき手話広場

みんなの手話広場

② 障害者生活訓練

パソコン学習（指導員による）、 生け花、 筆とふれあう書道、陶芸、 絵てがみ、プリザーブドフラワーアレンジメント、わいわいパソコン、 あいあい広場（リサイクル手芸、交流、講座補習など）、透析食講習（腎友の会共催）、 はつらつカラオケ、かんたん健康料理、デジカメ入門講座

③ 難聴者・中途失聴者情報提供

きこえの広場（学習会、交流会、レクリエーションほか）

難聴者コミュニケーション広場

④ 聴覚言語障害者・盲ろう者情報提供・生活訓練

さん・サン広場（未就学者・盲ろう者）

さん・サン栄養料理講座

コミュニケーション訓練（未就学者・難聴者・盲ろう者）

⑤ 視覚障害者情報提供・生活訓練

ほのぼの広場（講演会、レクリエーションほか）

⑥ 発達障害・知的障害・精神障害・難病対象別事業（社会参加促進）

精神障害グループワーク・交流サロン❤ハート

⑦ 市民との交流事業

合同活動展

⑧ スポーツクラブの育成

⑨ スポーツ教室の開催

卓球バレー広場

バドミントン交流広場 **＜新規＞**

健康広場（転倒予防・脳活性トレーニング）

卓球広場 **＜新規＞**

4）サークル事業（登録グループへの指導・助言）

障害者のスポーツ活動の場と機会の提供、並びに必要な指導・助言及び各サークル等の自主活動の育成を行う。総合福祉センター登録グループ発表会に参加する。

・障害者バドミントンサークル（ドルフィン）

5）その他

① 声の広報制作事業（視覚障害者協会に委託）
② 点字習得のための通信訓練事業（視覚障害者協会に委託）
③ 第３４回全京都障害者総合スポーツ大会　卓球バレー大会参加
④ 第３７回京都府民総合体育大会　卓球バレー参加
⑤ 亀岡市障害者スポーツミニ交流会参加

５．登録グループの活動支援

平成２４年４月からスタートした登録グループは、平成２６年度は３年目となり、４３サークルが登録された。（別紙参照）

１２月には、登録グループによる実行委員会と事業団の共催の「登録グループ発表会」を開催する。

事業団は、登録グループの適切な活動が促進されるよう、引き続き指導助言などの支援を行っていく。５月に平成２６年度登録グループの追加募集、１１月に平成２７年度登録グループの新規募集、２月（又は３月）に調整会議・説明会を行う。また、必要に応じて代表者会議を開催する。

平成26年度　公益財団法人 亀岡市福祉事業団　資金計画書

（単位：千円）

収入の部		支出の部	
内訳	金額	内訳	金額
基本財産運用益	19	施設管理事業費	23,476
事業収益	45,243	勤労女性福祉事業支出	6,399
受講料収益	1,193	勤労青少年福祉事業支出	1,322
受取補助金等	20,326	高齢者福祉事業支出	3,947
雑収益	254	障害者福祉事業支出	16,961
		管理費	14,930
合計	67,035		67,035
差引			0

資料２

平 成 26 年 度

予　算　書

公益財団法人　亀岡市福祉事業団

平成26年度　公益財団法人亀岡市福祉事業団
収支予算書（資金収支）
（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

※支出経費については、按分前の数値
（単位：円）

勘定科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
Ⅰ　事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	19,000	20,000	△ 1,000	
基本財産受取利息収入	19,000	20,000	△ 1,000	10,000,000×0.19%
② 特定資産運用収入	0	0	0	
特定資産利息収入	0	0	0	
③ 事業収入	45,243,000	40,253,000	4,990,000	
管理運営受託収入	43,243,000	38,253,000	4,990,000	
総合福祉センター管理経費分	21,404,000	20,809,000	595,000	指定管理分
働く女性の家施設運営事業費	912,000	912,000	0	
勤労青少年ホーム施設運営事業費	403,000	403,000	0	
中央老人福祉センター分	3,583,000	3,611,000	△ 28,000	
障害者福祉センター分	16,941,000	12,518,000	4,423,000	
利用料金収入	2,000,000	2,000,000	0	
④ 受講料収入	1,193,000	1,229,000	△ 36,000	
働く女性の家講座生受講料	771,000	756,000	15,000	
勤労青少年ホーム講座生受講料	58,000	105,000	△ 47,000	
中央老人福祉センター講座生受講料	364,000	368,000	△ 4,000	
⑤ 補助金等収入	20,326,000	20,036,000	290,000	
市補助金収入	20,326,000	20,036,000	290,000	
施設管理費人件費分（管理費）	14,749,000	14,815,000	△ 66,000	
働く女性の家人件費分	4,716,000	4,360,000	356,000	
勤労青少年ホーム人件費分	861,000	861,000	0	
	0	0	0	
⑥ 雑収入	254,000	236,000	18,000	
受取利息収入	2,000	2,000	0	
ｺﾋﾟｰ代他	252,000	234,000	18,000	
事業活動収入計	67,035,000	61,774,000	5,261,000	

（単位：円）

勘定科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
施設管理事業費支出	23,291,000	22,659,000	632,000	指定管理分
給料手当支出	6,494,000	6,357,000	137,000	職員1名分
給料	4,408,000	4,367,000	41,000	
手当	2,086,000	1,990,000	96,000	超勤、通勤、扶養、期末・勤勉手当職員1名分
臨時雇賃金	1,024,000	1,003,000	21,000	事務補助者分
退職給付支出			0	
福利厚生費支出	1,074,000	1,058,000	16,000	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険事業主負担職員1名分等
旅費交通費支出	9,000	9,000	0	職員出張旅費
通信運搬費支出	336,000	362,000	△ 26,000	電話等通信費、切手代
消耗什器備品費支出	30,000	35,000	△ 5,000	書庫
消耗品費支出	576,000	611,000	△ 35,000	事務、清掃、施設用消耗品
修繕費支出	467,000	558,000	△ 91,000	施設維持管理等
印刷製本費支出	210,000	119,000	91,000	事業報告書及び事務用印刷代
燃料費支出	1,134,000	1,092,000	42,000	LPｶﾞｽ、A重油
光熱水費支出	5,093,000	4,641,000	452,000	電気、上下水道料金
賃借料支出	315,000	184,000	131,000	AEDﾚﾝﾀﾙ、清掃用具ﾘｰｽ他
保険料支出	34,000	28,000	6,000	施設賠償責任保険
支払手数料支出	204,000	181,000	23,000	銀行振込手数料等
租税公課支出	471,000	544,000	△ 73,000	消費税、法人税
委託費支出	5,800,000	5,857,000	△ 57,000	清掃、警備、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ、電気設備、消防設備法定点検他
雑支出	20,000	20,000	0	
勤労女性福祉事業支出	6,202,000	5,866,000	336,000	働く女性の家施設運営
給料手当支出	3,887,000	3,618,000	269,000	職員1名分
給料	2,816,000	2,620,000	196,000	
手当	1,071,000	998,000	73,000	超勤、通勤、期末・勤勉手当職員1名分
嘱託職員報酬支出	36,000	36,000	0	相談員報酬
臨時雇賃金支出	170,000	170,000	0	事業補助者賃金
託児雇賃金支出	319,000	260,000	59,000	講座等に係る託児保母賃金
退職給付支出			0	
福利厚生費支出	596,000	544,000	52,000	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険事業主負担職員1名分
旅費交通費支出	10,000	5,000	5,000	館長・職員出張旅費
通信運搬費支出	10,000	5,000	5,000	受講者等連絡用
材料費支出	5,000	0	5,000	
消耗什器備品費支出	29,000	10,000	19,000	講座用備品
消耗品費支出	47,000	31,000	16,000	講座用消耗品
修繕費支出	19,000	9,000	10,000	ミシン点検
印刷製本費支出	44,000	0	44,000	
賃借料支出	10,000	5,000	5,000	
保険料支出	6,000	0	6,000	
支払手数料支出	12,000	27,000	△ 15,000	銀行振込手数料
諸謝金支出	971,000	1,122,000	△ 151,000	講座講師謝金
租税公課支出	31,000	21,000	10,000	消費税、法人税
雑支出	0	3,000	△ 3,000	
勤労青少年福祉事業支出	1,322,000	1,369,000	△ 47,000	勤労青少年ﾎｰﾑ施設運営
臨時雇賃金支出	858,000	858,000	0	指導員補助者賃金
福利厚生費支出	3,000	3,000	0	労災保険事業主負担指導員補助者分
旅費交通費支出	2,000	2,000	0	
通信運搬費支出	5,000	5,000	0	受講者等連絡用
材料費支出	6,000	8,000	△ 2,000	講座用材料費
消耗品費支出	25,000	26,000	△ 1,000	講座用消耗品
印刷製本費支出	39,000	0	39,000	
賃借料支出	5,000	5,000	0	
保険料支出	5,000	0	5,000	
支払手数料支出	5,000	10,000	△ 5,000	銀行振込手数料
諸謝金支出	349,000	430,000	△ 81,000	講座講師謝金
租税公課支出	15,000	20,000	△ 5,000	消費税、法人税
雑費支出	5,000	2,000	3,000	
高齢者福祉事業支出	3,947,000	3,979,000	△ 32,000	中央老人福祉ｾﾝﾀｰ施設運営
嘱託職員報酬支出	1,776,000	1,776,000	0	嘱託職員1名分
嘱託職員手当支出	121,000	121,000	0	超勤、通勤手当嘱託職員1名分
臨時雇賃金支出	564,000	561,000	3,000	事業補助者賃金
退職給付支出			0	

（単位：円）

勘定科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
福利厚生費支出	302,000	299,000	3,000	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険事業主負担嘱託職員1名分
旅費交通費支出	3,000	0	3,000	
通信運搬費支出	3,000	7,000	△ 4,000	受講者等連絡用
材料費支出	40,000	0	40,000	
消耗什器備品費支出	17,000	16,000	1,000	収納棚
消耗品費支出	60,000	56,000	4,000	講座用消耗品
修繕費支出	5,000	0	5,000	
印刷製本費支出	1,000	2,000	△ 1,000	講座用印刷代
保険料支出	2,000	0	2,000	
諸謝金支出	1,052,000	1,141,000	△ 89,000	講座講師謝金
雑支出	1,000	0	1,000	
障害者福祉事業支出	16,486,000	12,019,000	4,467,000	障害者福祉ｾﾝﾀｰ施設運営
給料手当支出	5,540,000	5,656,000	△ 116,000	職員1名分
給料	3,954,000	3,910,000	44,000	
手当	1,586,000	1,746,000	△ 160,000	超勤、通勤、期末・勤勉手当職員1名分
嘱託職員報酬支出	2,473,000	0	2,473,000	嘱託職員1名分
嘱託職員手当支出	887,000	0	887,000	超勤、通勤手当等嘱託職員1名分
臨時雇賃金支出	625,000	590,000	35,000	事業補助者賃金
退職給付支出			0	
福利厚生費支出	1,342,000	842,000	500,000	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険事業主負担職員1名・嘱託職員1名分
旅費交通費支出	120,000	111,000	9,000	館長・職員出張旅費、登録奉仕員活動旅費
通信運搬費支出	11,000	10,000	1,000	事業連絡用
材料費支出	20,000	20,000	0	講座用材料費
消耗什器備品費支出	1,000	1,000	0	
消耗品費支出	79,000	76,000	3,000	講座用消耗品
印刷製本費支出	1,000	1,000	0	
燃料費支出	14,000	14,000	0	公用車ｶﾞｿﾘﾝ代
賃借料支出	293,000	285,000	8,000	公用車ﾚﾝﾀﾙ料
保険料支出	84,000	80,000	4,000	公用車保険料、登録奉仕員保険料
支払手数料支出	91,000	90,000	1,000	登録奉仕員特殊検診他
諸謝金支出	4,631,000	3,969,000	662,000	要約筆記者・手話通訳者養成・派遣、地域生活支援事業講師謝金等
支払負担金支出	4,000	4,000	0	障害者ｽﾎﾟｰﾂ大会参加負担金
委託費支出	270,000	270,000	0	声の広報作成委託他
② 管理費支出	11,611,000	11,716,000	△ 105,000	
役員報酬支出	160,000	150,000	10,000	評議員・理事・監事分
給料手当支出	9,725,000	9,798,000	△ 73,000	
給料	7,187,000	7,121,000	66,000	館長・職員分
手当	2,538,000	2,677,000	△ 139,000	超勤、通勤、扶養、期末・勤勉手当館長・職員分
退職給付支出			0	
福利厚生費支出	1,520,000	1,532,000	△ 12,000	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険事業主負担館長・職員分
旅費交通費支出	5,000	5,000	0	役職員出張旅費
役員研修費支出	1,000	1,000	0	
会議費支出	5,000	5,000	0	役員会議時賄
消耗什器備品費支出	1,000	1,000	0	
消耗品費支出	6,000	7,000	△ 1,000	法人事務用消耗品
印刷製本費支出	1,000	1,000	0	
賃借料支出	1,000	1,000	0	
租税公課支出	185,000	214,000	△ 29,000	
委託費支出	0	0	0	
雑支出	1,000	1,000	0	
事業活動支出計	62,859,000	57,608,000	5,251,000	
事業活動収支差額	4,176,000	4,166,000	10,000	

（単位:円）

勘定科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
Ⅱ　投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 固定資産売却収入				
・・・・・・	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	4,176,000	4,166,000	10,000	
② 固定資産取得支出				
・・・・・・			0	
投資活動支出計	4,176,000	4,166,000	10,000	
投資活動収支差額	△ 4,176,000	△ 4,166,000	△ 10,000	
Ⅲ　財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
① 借入金収入				
・・・・・・			0	
財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出				
① 借入金返済支出				
・・・・・・			0	
財務活動支出	0	0	0	
・・・・・			0	
財務活動収支差額	0	0		
Ⅳ　予備費支出	500,000	500,000	0	
当期収支差額	△ 500,000	△ 500,000	0	
前期繰越収支差額	500,000	500,000	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

資料３

平成２６年度 総合福祉センター登録グループの認定について

１　経過

平成２５年１１月　１日　　登録グループ公募（広報）

平成２５年１１月１０日　　募集開始（１１月３０日まで）

平成２５年１２月２０日　　登録グループ認定審査会開催（登録グループの決定）

○登録認定件数　　４３件
（内訳）
・勤労青少年ホーム　　２件
・働く女性の家　　２０件
・中央老人福祉センター　　２０件
・障害者福祉センター　　１件

２　登録認定グループ名簿

裏面のとおり

３　登録認定グループの取り扱い

（１）年間施設利用調整会議への参画

認定グループは、総合福祉センターの平成２６年度年間活動場所に係る施設の利用調整会議に参画する。

（２）使用料の減免

認定グループ（継続）に限り、総合福祉センターの使用料は「３割減免」となる。

平成２６年度亀岡市総合福祉センター登録認定グループ名簿

（順不同・敬称略）

登録区分	番号	グループの名称	代表者氏名	備考
勤労青少年ホーム	１	空手サークル　誠風館	永田　孝次	継続
	２	吹奏楽クラブ　亀吹	武田　真美	継続
働く女性の家	１	ピンポンサークル　さくら	谷村　幸子	継続
	２	はじめてのお茶サークル	主原　明美	継続
	３	健康太極拳サークル	俣野　律子	継続
	４	ピンポンサークル　こすもす	中川　美智子	継続
	５	リフレッシュダンス　ひまわり	衣川　小恵子	継続
	６	ピンポンサークル　おれんじ	加納　由美子	継続
	７	ゴスペルサークル　AGUAS!!	高山　弘美	継続
	８	かんたんエアロビクスサークル	人見　敦子	継続
	９	実用書道サークル	西村　寿美子	継続
	１０	パッチワークサークル	田中　幸代	継続
	１１	新俳画サークル	笠松　雅子	継続
	１２	ストレッチ体操サークル	岡本　裕子	継続
	１３	くらしの生け花サークル	長野　教子	継続
	１４	編み物サークル	八木　洋子	継続
	１５	太極拳サークル　蘇州	中川　美保子	継続
	１６	洋裁サークル　ピンクッション	芦田　かおる	継続
	１７	ゴスペルサークル　Join&Joy	浦上　春美	継続
	１８	フラダンスサークル　アロハ	棚橋　明子	継続
	１９	洋裁サークルⅠ	湊　　妙子	継続
	２０	ソーイングサークル　ひまわり	小谷　知恵美	新規
中央老人福祉センター	１	ピンポンサークル　キンビ	石野　淳	継続
	２	ピンポンサークル　金友会	辻浦　孝	継続
	３	パソコンサークル	山口　美智子	継続
	４	亀岡市高齢者囲碁クラブ	足立　勝	継続
	５	コーラスサークル　あさぎり	奥村　恵	継続
	６	お茶を楽しむ会	吉田　和代	継続
	７	パッチワークサークル	法貴　静子	継続
	８	書をたのしむ会	小野木　俊文	継続
	９	いきいき写真サークル	竹村　辰夫	継続
	１０	カラオケサークルA	辰巳　明徳	継続
	１１	カラオケサークルB	佐藤　マチ子	継続
	１２	カラオケサークルC	斎藤　禎子	継続
	１３	ピンポンサークル　木の実	山田　吉和	継続
	１４	書道サークル　楽書会	松井　道子	継続
	１５	フラダンスサークル　レフア	上田　鉄子	継続
	１６	ピンポンサークル　水仙	田口　良市	継続
	１７	篆刻サークル	宇野　正子	継続
	１８	ピンポンサークル　月組	田井東　一秀	継続
	１９	元気で明るいサロン	工藤　邦男	継続
	２０	亀岡短歌会	石川　満起乃	継続
障害者福祉センター	１	バドミントンサークル　ドルフィン	伊崎　正史	継続

亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現　　行	改　正　後
（使用の許可の制限） 第8条　次の各号の一に該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。	（使用の許可の制限） 第8条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。
（使用許可の取消し等） 第9条　次の各号の一に該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。	（使用許可の取消し等） 第9条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。
（使用料） 第10条　総合福祉センターの使用料は、別表第1に定める額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。	（使用料） 第10条　総合福祉センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。
2　前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。	2　前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
（目的外使用料） 第14条　目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。	（目的外使用料） 第14条　目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。
2　目的外使用料は、別表第2に掲げる額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。	2　目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

別表第1（第10条関係）

午前	午後	夜間	全日
9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
円	円	円	円
2,000	3,000	4,000	9,000
400	500	600	1,500
400	500	600	1,500
400	500	600	1,500
500	600	700	1,800
500	600	700	1,800
1,100	1,300	1,600	4,000
700	800	900	2,400
600	700	800	2,100
700	800	1,000	2,500
700	800	1,000	2,500
400	500	600	1,500

別表第2（第14条関係）

39,000円

別表第1（第10条関係）

午前	午後	夜間	全日
午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
円	円	円	円
2,160	3,240	4,320	9,720
430	540	640	1,620
430	540	640	1,620
430	540	640	1,620
540	640	750	1,940
540	640	750	1,940
1,180	1,400	1,720	4,320
750	860	970	2,590
640	750	860	2,260
750	860	1,080	2,700
750	860	1,080	2,700
430	540	640	1,620

別表第2（第14条関係）

42,100円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、平成２６年４月１日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。